

ごみ減量化に向けた 具体的な施策とスケジュール（案）

平成 25 年 7 月
岩見沢市

目次

I	基本的な考え方	1
II	一般廃棄物処理基本計画	1
III	ごみ減量化検討委員会の提言	2
1	設立経過	2
2	提言概要	2
IV	ごみの現状	5
V	ごみ減量化に向けた具体的な施策	6
1	施策とスケジュール	6
2	ごみ減量化・資源化促進施策	7
(1)	過剰包装・使い捨て商品の抑制	7
(2)	生ごみの減量化・堆肥化促進	7
(3)	大型ごみの収集方法見直し	7
(4)	分別徹底による資源化促進	8
(5)	拠点回収などによる資源化促進	8
(6)	事業系ペーパーリサイクルの促進	9
(7)	事業系ごみ減量に向けた啓発・指導強化	9
(8)	出前講座や子ども環境教育など、市民周知、環境教育の実施	9
3	新たな施策	10
(1)	「紙類」の分別収集	10
(2)	「危険ごみ」の分別取集	10
(3)	「びん・缶・ペットボトル」の収集方法を追加	11
(4)	集団資源回収事業の拡充	11
(5)	分別区分の変更	12
(6)	ごみ有料化	14

VI ごみ有料化の制度	15
1 対象となるごみの区分	15
2 手数料の徴収方法	16
3 手数料	16
4 指定ごみ袋・シールの種類	17
5 減免措置・負担軽減措置	18
6 有料化による収入の使い道	19
7 不適正排出・不法投棄の防止に向けた施策	19
8 他都市の状況	20
VII ごみ量の目標	22
1 ごみ量	22
2 一人一日当たりのごみ量	22
3 埋立量	23
4 新ごみ処分場	24
(1) 焼却施設	24
(2) 埋立処分場	24
VIII 市民への周知	25

I 基本的な考え方

岩見沢市は、ごみ処理三原則である「ごみの減量」「ごみの再生利用」「自然にやさしい処理」に基づき、平成24年度に策定した一般廃棄物処理基本計画をはじめ、平成25年2月にごみ減量化検討委員会からいただいた、「ごみ減量化・有料化について」の提言、さらには現在の埋立処分場の使用予定期間や、平成27年4月の新ごみ処分場供用開始も踏まえ、ごみ減量化に向けた具体的な施策とスケジュールを定め、市民、事業者、行政が協働でごみ減量化・資源化に取り組み、資源の循環を基本としたまちづくりを推進します。

具体的な施策とスケジュールについては、その内容を市民に周知し、取り組みの拡大をはじめ、各年度の予算に反映させて、その実現に努めます。

また、搬入される家庭系ごみ、事業系ごみ、資源ごみ、さらには現在の埋立処分場の残容量などの把握に努め、成果について検証していきます。

II 一般廃棄物処理基本計画

・計画の概要

一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」といいます。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、市町村が定めなければならない計画として位置づけられています。

岩見沢市の基本計画は平成19年度に策定した計画を見直し、平成24年度から10年後の平成33年度を目標年としており、新ごみ処分場の稼働を予定している平成27年度を中心目標年として策定しています。

基本計画の基本方針は、岩見沢市のごみ処理三原則（ごみの減量、ごみの再生利用、自然にやさしい処理）を基本に、「市民と行政の協働」「環境教育」「コストの最大限の圧縮」「持続可能な住環境づくり」の4つのコンセプトをもとに、具体的な取り組みを展開していくこととしています。

基本計画では、ごみの有料化、生ごみの減量推進、ごみの再利用・再資源化推進、ごみ分別区分の変更、分別徹底のための支援、ごみ処理施設の整備、ごみ処理の広域化を、今後重点的に取り組む施策、制度、整備計画等としています。

III ごみ減量化検討委員会の提言

1 設立経過

ごみの減量化を図るため、学識経験者や町会連合会、商工関係団体の代表者を委員とする、ごみ減量化検討委員会(以下、「委員会」といいます。)を平成24年7月27日に設置しました。

委員会では、ごみ減量化の施策や有料化の導入について検討いただき、委員会の意見をまとめ、市に対し、平成25年2月15日に「ごみ減量化・有料化について」次のとおり提言をいただきました。

2 提言概要

委員会からの「ごみ減量化・有料化について」の提言概要は次のとおりです。

ごみ有料化の導入によって資源の分別、ごみ減量効果が期待できるとの結論に至りました。

また、市民の理解を得るために、周知・啓発を十分に行い、市民、事業者、行政が協働で、ごみの減量化を目指すべきと考えます。

1 ごみ減量化の取り組み

(1) 再資源化の取り組み

- ① 分別品目の拡大の検討
- ② 集団資源回収の奨励金の対象品目の拡大や増額の検討
- ③ 「びん・缶・ペットボトル」の収集方法見直し
- ④ 大型ごみの収集方法見直し

(2) 生ごみの減量化・堆肥化

排出源(自己処理)での堆肥化が効果的で、家庭や事業所での取り組みを促進するため、助成制度やパンフレットを作成するなど啓発を充実することが必要。

(3) 事業系ごみの減量

適正な処理を進めるとともに、商工会議所など関係団体と連携し、啓発・指導を図るべき。

(4) 環境教育

施設見学会や町会などへの分別説明会、子どもたちへの環境教室など、環境教育へ取り組むことが効果的。

2 ごみ有料化の意義

(1) ごみ減量化とリサイクルの推進

(2) ごみ問題への意識向上と処理費用の公平化

3 ごみ有料化の目的

ごみとして排出された中に、びん、缶、ペットボトルなど資源となるものが含まれています。有料化制度は、ごみの排出量に応じ料金を支払うものですが、「ごみを排出源で減量化しよう」、「資源を分別しよう」という動機付けに繋がることが期待されます。

4 ごみ有料化の制度

(1) 対象範囲

燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみは有料とし、びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装は無料が望ましい。

(2) 料金体系

単純従量制（ごみ量に比例）が望ましい。

料金水準は、他市町村の先行事例などを踏まえ、経済的な動機付けとなるとともに、過度の負担とならないような合理的な水準が望ましい。

(3) 徴収方法

市民にとってわかりやすい指定ごみ袋が望ましい。

ごみ量に応じて袋を選択できるよう、いくつかの大きさの袋を用意することが必要、大型ごみはシールを貼付する方法を検討、処理施設に直接搬入するごみは、重量に応じて料金を徴収することを検討するべきです。

(4) 手数料の使途

ごみ有料化の手数料収入は、指定ごみ袋の製作費など有料化の運用経費の他、廃棄物の処理・処分に要する費用、ごみ減量やリサイクルの推進に繋がる施策など、ごみ行政に利用するべきです。

(5) 減免措置

ごみ減量のための経済的な動機付けが失われるため、原則手数料は減免すべきではないと考えます。

ただし、自然災害等により一時的に大量に発生する罹災ごみや、地域の清掃ボランティア活動等によるごみ、乳幼児等が使用する紙おむつなどについては、有料化の対象としないことが望ましい。

(6) 不法投棄・不適正排出対策

ごみの有料化を実施している他市町村において、不法投棄は特に増加していないという調査結果もありますが、不法投棄の増加の懸念は払拭されないため、監視パトロールは強化すべきです。

ごみの排出方法や時間を守らないといった不適正排出は、指導体制を強化することや、町会や市民団体と協働で指導・啓発すること、管理会社やオーナーへの指導など、対策のあり方を検討するべきです。

ごみ減量化に向けた具体的な施策とスケジュール

(7) 市民周知

ごみ有料化の導入にあたり、目的、効果、必要性など、十分に市民理解を深める必要があります。また、排出ルールが守られるよう、説明会を開催することや、広報紙やホームページなど、様々な媒体を活用し、十分な期間を設け、周知を図るべきです。

(8) 実施時期

市民の理解を得て早期に導入することが効果的であると考えますが、新しいごみ処理施設の稼働も踏まえ実施時期を検討することが望ましい。

5 付帯意見

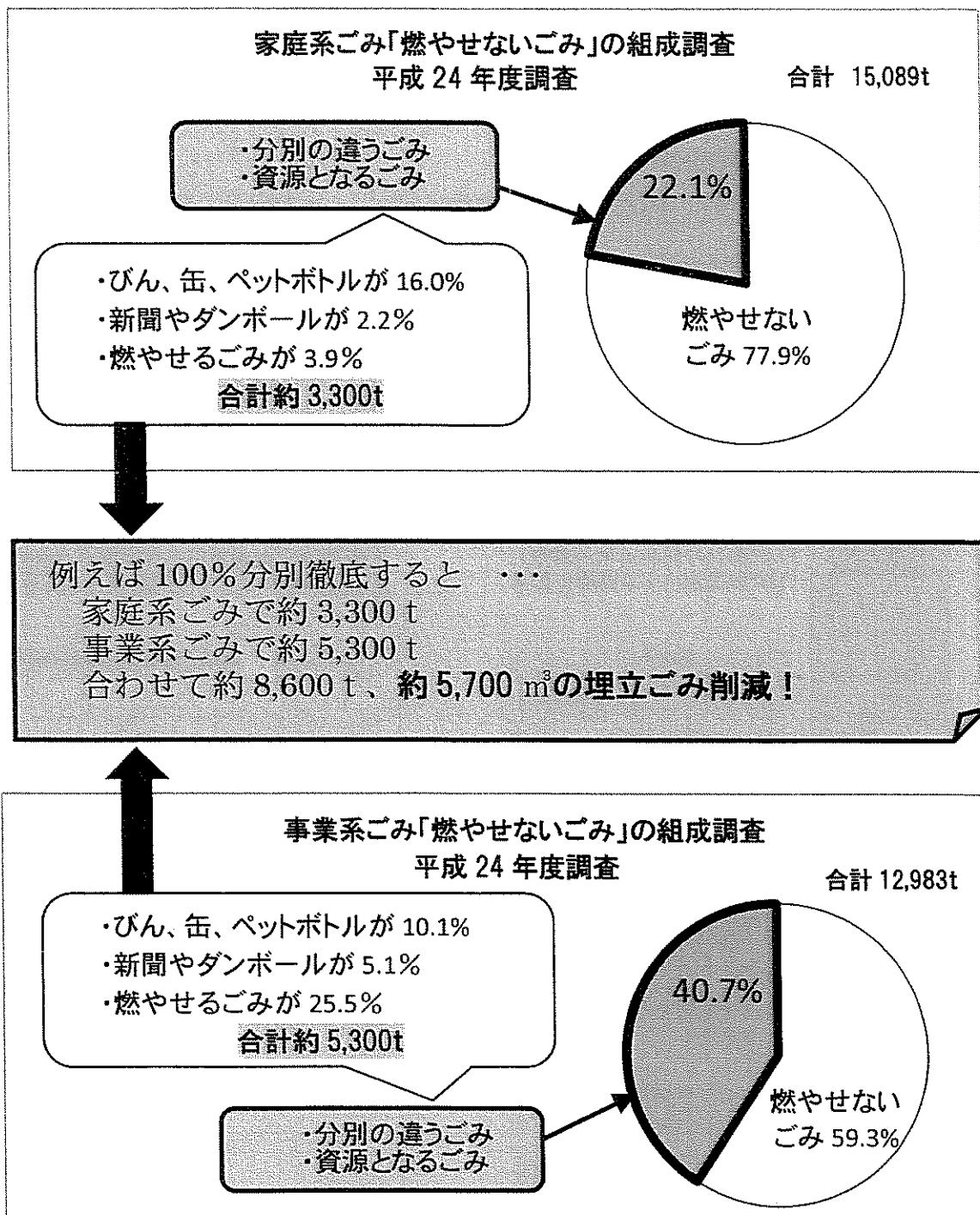
- (1) 小・中学校の児童、生徒から募集する「環境美化標語」や分別ポスターなどを、ごみ収集車や公共施設などに掲示し、ごみ減量化の市民啓発に努めること。
- (2) 有料化の導入にあたっては、市民の新たな負担を求めることがありますので、市民が混乱を招かぬよう、また理解を深めるため、制度内容などについて十分に説明すること。
- (3) 指定ごみ袋については、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の袋の色を分けるなど、分別がわかりやすいように配慮すること。
- (4) 有害物質を含む蛍光管などについては、処分場への負荷を軽減するため、別に収集し処理することが望ましい。現在行っている拠点回収の拡大や市民周知を行い、分別収集の拡大に努めること。

IV ごみの現状

・分別徹底で資源化促進、埋立ごみ減量

ごみの分別状況や資源の混入状況などを把握するため、ごみの割合を調査しています（組成調査）。

最近の調査結果では、以前に比べ分別状況は良くなっていますが、まだまだ改善できるはずです。分別徹底で、資源化促進、埋立ごみ減量が可能です。



ごみ減量化に向けた具体的な施策とスケジュール

V ごみ減量化に向けた具体的な施策

平成27年3月まで使用する現在の埋立処分場は、残容量に余裕がなく、ごみの減量、分別の徹底が必要不可欠です。また、平成27年に稼働を予定している新ごみ処分場は、ごみ減量計画に沿って施設を整備しています。

現埋立処分場、新ごみ処分場、いずれの施設で処理する場合でも、ごみ減量、資源化の促進が必要です。分別徹底で、多くのごみが資源となることが可能です。

現在、じん芥処理センターで実施している4つの延命対策に加え、市民、事業者、行政が協働で、減量化に向けた取り組みを実践し、ごみ減量、資源化の促進を目指します。

1 施策とスケジュール

ごみ減量化に向けた具体的な施策と実施スケジュールは次のとおりです。

	施策	平成25年			平成26年												平成27年												
		7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
現処分場の延命対策	①即日覆土代替シート ②大型ごみの別途処理 ③軽量ごみの別途処理 ④最終覆土量の変更																												
引き続き行う減量化・資源化促進施策	取り組みの強化・拡大																												
	(1)過剰包装・使い捨て商品の抑制 (2)生ごみの減量化・堆肥化促進 (3)大型ごみ収集方法の見直し (4)分別徹底による資源化促進																												
	(5)拠点回収などによる資源化促進 (6)事業系ペーパーサイクルの促進 (7)事業系ごみ減量に向けた啓発・指導強化 (8)出前講座、子ども環境教室などの実施																												
新たな施策	(1) 紙類 【分別収集】																H26.3実施												
	(2) 危険ごみ 【分別収集】																H26.3実施												
	(3)びん・缶・ペットボトル 【収集方法追加】																H26.3実施												
	(4)集団資源回収奨励金 【対象品目拡大】																H26.4実施												
	(5) 分別区分の変更																												
	(6) ごみ有料化																												
新処理方法	新ごみ処分場																				H27.1 試験運転								

2 ごみ減量化・資源化促進施策

ごみ減量化、資源化の促進が実現されるよう、市民、事業者、行政が協働で取り組みます。

(1) 過剰包装・使い捨て商品の抑制

- ・過剰包装を断ることで、ごみを減量化。
- ・マイバッグの持参、レンタルかごの利用によるレジ袋削減。
- ・出来るだけ詰め替え商品を選び、ごみを減量化。
- ・一時的に必要となる物品は、レンタル用品などの活用に努め、不用品の発生防止。
- ・スーパーや小売店で行う食品トレイや紙パックなどの店頭回収の積極的な利用。

例えば、1週間に2枚レジ袋を断ると…

1世帯 年間約1kgの減量

(2) 生ごみの減量化・堆肥化促進

- ・生ごみ処理機などを活用し、生ごみの自己処理を促進。
- ・食べ残しや廃棄食品をなくし、生ごみを排出抑制。
- ・中心市街地に開設した、ごみ・環境総合案内所「クリーンエコ」で、家庭の生ごみを受け入れ減量化。
- ・エコクッキングなどの講習会を開催し、生ごみの排出抑制の啓発。
- ・市の公共施設から排出される生ごみについて堆肥化を促進。

例えば、家庭から出る生ごみの半分を堆肥化すると…

1世帯 年間約82kg減量

(3) 大型ごみの収集方法見直し

大型ごみは、従来、地域ごとに収集日を決め、ごみステーションで収集していました。この収集方法では、収集日が事前に周知されることから、市外からのごみの持ち込みが懸念されていたほか、業者が排出された大型ごみから有価物など一部を抜き取り、ごみが散乱されるケースも見受けられました。またテレビなどの不法投棄も少なくありませんでした。

この問題を改善するとともに、資源化を容易にするため、平成25年5月から、申し込みによる戸別収集へ見直し、ごみ減量化を進めています。

- ・修理して使用する意識を持ち、商品を出来るだけ長く使用。
- ・ごみとして出す前に、リサイクルショップなどを活用し再利用。

ごみ減量化に向けた具体的な施策とスケジュール

(4) 分別徹底による資源化促進

- ・ごみ出しのルールを守り、資源ごみの分別徹底による資源化促進。
- ・町会等が行う集団資源回収に参加し、紙類などの資源化促進。

例えば、新聞の朝刊を集団資源回収に出すと …
1世帯 年間約 40kg 減量

(5) 拠点回収などによる資源化促進

公共施設などに、資源回収ボックスを設置し、資源化の促進を図ります。

【拠点回収】

- ・公共施設 14 か所に小型家電、蛍光管、乾電池、古布、割りばし、紙パックの 6 品目の資源回収ボックスを設置し、ごみ減量化・資源化の促進。

・市役所	・朝日サービスセンター	・いわなび(生涯学習センター)
・北村支所	・スポーツセンター	・高齢者福祉センター
・栗沢支所	・総合体育館	・広域総合福祉センター
・幌向サービスセンター	・まなみーる(市民会館)	・北村温泉
・美流渡サービスセンター	・であえーる岩見沢(ボルタビル)	

【ごみ・環境総合案内所「クリーンエコ】

- ・ごみ・環境総合案内所「クリーンエコ」で、小型家電など 15 品目の資源を回収し、ごみ減量化・資源化促進。

「回収品目」

- | | | |
|-------|---------------------|--------|
| ・小型家電 | ・紙パック | ・廃食用油 |
| ・蛍光管 | ・びん(無色、茶色、その他の色) | ・生ごみ堆肥 |
| ・乾電池 | ・缶(スチール、アルミ) | |
| ・古布 | ・ペットボトル | |
| ・割りばし | ・古紙類(新聞、雑誌、ダンボールなど) | |

例えば小型家電を資源回収に出すと …

電気ポット	1台 約 2.4kg 減量
電気炊飯ジャー	1台 約 4kg 減量
FAX	1台 約 3kg 減量

ごみ減量化に向けた具体的な施策とスケジュール

【資源回収協力店】

- ・古紙回収業者に協力を依頼し、資源回収協力店として、新聞紙など紙類の拠点回収を行っていますが、今後は廃食用油などの協力店を増やしていく予定です。

(6) 事業系ペーパーリサイクルの促進

事業系ペーパーリサイクルは、ごみ収集運搬業者と事業所が連携し、紙類を回収するシステムです。

- ・事業所は、新聞紙、雑誌、上質紙、ダンボールなどの紙類について、事業系ペーパーリサイクルに取り組み、資源化を促進。

(7) 事業系ごみ減量に向けた啓発・指導強化

- ・ごみ収集運搬業者に対する分別搬入の指導を強化。
- ・事業所に対し、啓発・指導を強化し、ルールに従わない事業系ごみの受け入れを拒否。
- ・事業所を直接訪問し、適正処理に向けた啓発・指導。
- ・事業所から排出される紙類や鉄類などについて、民間事業者でリサイクルするよう啓発・指導。

(8) 出前講座や子ども環境教室など、市民周知、環境教育の実施

- ・町会などに対し、ごみ分別などの出前講座を実施し、分別徹底を呼びかける。
- ・ごみのよりよい始末を進める市民会議と協働し、イベントやクリーンエコでの啓発活動を実施。
- ・クリーンエコや保育園などで環境教室を開催し、子どもたちへの環境教育を実施。

3 新たな施策

(1) 「紙類」の分別収集

紙類の分別収集

平成 26 年 3 月から実施予定

現在ダンボールなどの紙類は、市で分別収集を実施しておらず、地域などで行う集団資源回収で収集していますが、ダンボールなど資源となるごみが、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」として出されている例も多く見受けられます。

紙類については、引き続き集団資源回収を主として資源化の取り組みを進めますが、更なる資源化を目指し、市でも分別収集を実施します。

- ・ 収集する紙類 … ダンボール、紙パック、
雑がみ類（紙袋、菓子箱、カレンダーなど）
※汚れた紙を除く
- ・ 収集する場所 … ごみステーション
- ・ 収集回数 … 月 1 回

(2) 「危険ごみ」の分別収集

危険ごみの分別収集

平成 26 年 3 月から実施予定

現在、ライターについては使い切ってから「燃やせないごみ」、スプレー缶などについては、使い切ってから穴をあけて「スチール缶」としてリサイクルステーションに出すことになっていますが、そのまま「燃やせないごみ」として出されているケースもあり、収集時、処理時の火災等の恐れもあります。

今後、これらの危険なごみと、現在公共施設などで拠点回収している蛍光管、乾電池などについて、ごみ処理の安全確保や環境負荷低減のため、分別収集を実施します。

- ・ 収集する危険ごみ … 蛍光管、乾電池、体温計、ライター、スプレー缶、
カセットボンベなど
- ・ 収集する場所 … ごみステーション
- ・ 収集回数 … 月 1 回

(3) 「びん・缶・ペットボトル」の収集方法を追加

ごみステーション収集 平成 26 年 3 月から実施予定

びん、缶、ペットボトルについては、主にリサイクルステーション収集を実施しています。リサイクルステーションは設置場所の確保などの問題から、ごみステーションより設置箇所が少なく、ごみとして出されている例も見受けられます。

びん、缶、ペットボトルの資源化促進のため、リサイクルステーション収集に加え、ごみステーションによる収集も実施します。

- ・対象品目 … びん（無色、茶色、その他の色）、
缶（スチール、アルミ）、ペットボトル
- ・追加する収集方法 … リサイクルステーション収集に加え
「ごみステーション収集」を実施
- ・収集回数 … 月 1 回 （平成 27 年 1 月以降、月 2 回を予定）
- ・排出方法 … びん、缶、ペットボトル別に市販の袋で排出

(4) 集団資源回収事業の拡充

対象品目の拡大 平成 26 年 4 月から実施予定

集団資源回収は、町会など地域が主体となり、紙類をはじめ、アルミ缶、ビールびん、一升びんなどを回収し資源化に取り組んでいます。

特に紙類については、ごみの減量、資源化に大きな役割を担っています。

この集団資源回収の取り組みに対し、平成 24 年度から、回収している品目のうち、紙類の回収量に応じ 1kg 当たり 2 円を集団資源回収奨励金として支援していますが、更なる回収量の増加を目指し、集団資源回収奨励金の対象品目を拡大します。

- ・追加する対象品目 … アルミ缶、ビールびん、一升びんなど

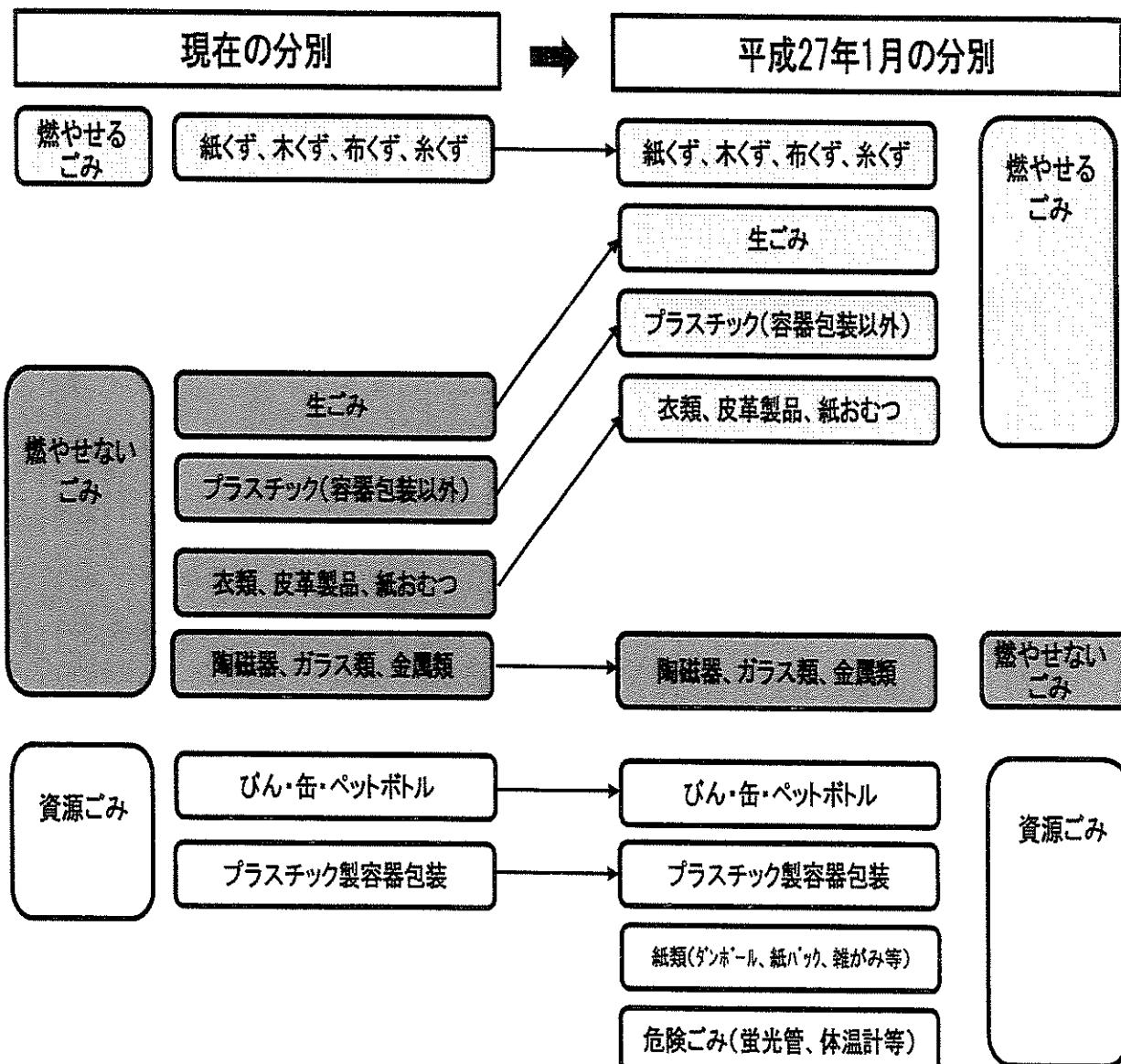
(5) 分別区分の変更

平成 27 年 1 月から実施予定

① 「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源ごみ」の区分変更

新ごみ処分場の整備は、現在予定通り進んでおりますが、焼却施設については、平成 27 年 4 月に供用開始するために、3 か月程度の試験運転が必要となります。

このため、平成 27 年 1 月から、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」のごみ分別区分を変更し、変更後の「燃やせるごみ」は新ごみ処分場の焼却施設で試験的に焼却します。



ごみ減量化に向けた具体的な施策とスケジュール

② 収集回数、曜日等の変更

現在の燃やせるごみ、燃やせないごみの収集回数の変更に加え、収集曜日など、全市的に見直しを行います。

【ごみステーション収集の変更例】

【現在】

月	火	水	木	金	土	日
第1週	燃やせない		燃やせる	燃やせない		プラ
第2週	燃やせない		燃やせる	燃やせない		プラ
第3週	燃やせない		燃やせる	燃やせない		プラ
第4週	燃やせない		燃やせる	燃やせない		プラ



【平成27年1月以降】

月	火	水	木	金	土	日
第1週	燃やせる	燃やせない	燃やせる	・紙類	プラ	
第2週	燃やせる		燃やせる	・びん・缶 ・ペットボトル ・危険	プラ	
第3週	燃やせる		燃やせる		プラ	
第4週	燃やせる		燃やせる	・びん・缶 ・ペットボトル	プラ	

- ・プラ → プラスチック製容器包装
- ・紙類 → 紙類（ダンボール、紙パック、雑がみ等）
- ・危険 → 危険ごみ（蛍光管、乾電池等）

(6) ごみ有料化

平成 27 年 4 月から実施予定

① ごみ有料化導入の目的

ごみ有料化の目的は、ごみ減量化やリサイクルの一層の促進、排出量に応じた費用負担による市民負担の公平化、ごみ処理に対する市民意識の向上などがあげられます。

② ごみ有料化導入の効果

ごみ有料化は、次のような効果が期待されます。

・ごみの減量・リサイクルの促進

ごみ有料化により、ごみの排出量に応じた費用負担を実感できるため、ごみの排出方法や処理方法に関心を持つことに繋がり、ごみとなるものを家庭に持ち込まないなど、ごみの発生・排出抑制が進むとともに、資源ごみを一般ごみと比較し料金を低くする方法など、手法により分別が進みリサイクルが促進される効果があります。

・公平性の確保

これまでのように、ごみ処理費用の全てを税で賄う方式では、排出するごみの量に関係なく処理がされますが、有料化により、排出量に応じた費用負担や分別の徹底により、ごみの減量、リサイクル促進に努力する人が報われ、費用負担の公平性が確保されます。

ごみ減量化のための費用への活用

有料化により、市民や事業者が負担するごみ処理手数料は、ごみ処理や資源化するための処理経費などの他、ごみ減量化・リサイクル促進のための施策に活用できます。

VI ごみ有料化の制度

1 対象となるごみの区分

有料化の対象とするごみの範囲については、循環型社会形成の観点やごみ処理費用の負担といった観点から、ごみの総量を減量することが重要であり、ごみ全体を対象とすることが基本であると考えています。

しかしながら、ごみの減量、分別の徹底、リサイクルの一層の促進を図り、ごみ処理について意識を高めていくことが重要であるため、びん、缶、ペットボトルなど資源ごみについては無料とします。

家庭系ごみ

有料 ⇒ 「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「大型ごみ」

無料 ⇒ 「資源ごみ」

(びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙類、危険ごみ)

事業系ごみ

有料 ⇒ 「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」

無料 ⇒ 「資源ごみ」

(びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装)

2 手数料の徴収方法

取り扱いが容易で、ごみの減量化が実感しやすく負担の公平性も確保されるなどの理由から、家庭系ごみについては「指定ごみ袋」、大型ごみは「シール」を購入して代金を支払う方法、直接施設に搬入するごみについては、ごみの重量に応じた徴収方法とします。

家庭系ごみ

- 「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」 ⇒ 指定ごみ袋
- 「大型ごみ」 ⇒ シール制
- 「直接搬入」 ⇒ ごみの重さに応じ徴収

事業系ごみ

- 「直接搬入」 ⇒ ごみの重さに応じ徴収

3 手数料

手数料の料金は、指定ごみ袋で収集するごみについては、ごみ容量 1 パック当たり 2 円とし、直接搬入するごみについては、10kg 当たり 100 円とします。

大型ごみについては、市民の利便性などの観点から、1 個当たり 500 円の定額制とします。

家庭系ごみ

- 「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」 ⇒ 1 パック当たり 2 円
- 「大型ごみ」 ⇒ 1 個当たり 500 円
- 「直接搬入」 ⇒ 10kg 当たり 100 円

事業系ごみ

- 「直接搬入」 ⇒ 10kg 当たり 100 円

ごみ減量化に向けた具体的な施策とスケジュール

4 指定ごみ袋・シールの種類

指定ごみ袋の種類については、有料化する「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の区分ごとに袋を作成する方法と、同じ袋を共通で使用する方法が考えられますが、分別がわかりやすいよう、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」の2種類の袋を作成します。また、ごみ袋を縛りやすいよう、持ち手付の袋にします

それぞれの指定ごみ袋の大きさの区分は、5リットル、10リットル、20リットル、30リットル、40リットルの5区分とします。

大型ごみはシール制とし、500円のシールを作成します。

燃やせるごみ



【指定ごみ袋の種類】

大きさ	5リットル	10リットル	20リットル	30リットル	40リットル
料金	10円	20円	40円	60円	80円

燃やせないごみ



大きさ	5リットル	10リットル	20リットル	30リットル	40リットル
料金	10円	20円	40円	60円	80円

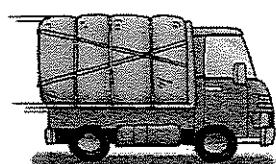
大型ごみ



【シール】

大きさ	長辺2m以内、重さ100kg以下
料金	1個当たり500円(シール1枚)

直接搬入



重さ	10kg当たり
料金	100円

ごみ減量化に向けた具体的な施策とスケジュール

【ごみの区分・種類（分別）ごとの料金】

収集・搬入方法	区分	ごみの種類（分別）	料金
市が収集	家庭系ごみ	燃やせるごみ 燃やせないごみ	1袋当たり2円（指定ごみ袋）
		大型ごみ	1個当たり500円（シール）
		資源ごみ びん、缶、ペットボトル、 プラスチック製容器包装、 紙類、危険ごみ	無料
直接搬入	家庭系ごみ 事業系ごみ	燃やせるごみ 燃やせないごみ 大型ごみ	重量10kg当たり100円
		資源ごみ びん、缶、ペットボトル、 プラスチック製容器包装	無料

※直接搬入…自己及びごみ収集運搬業者による処分場への搬入

ごみ有料化による、市民一人当たりの負担額は、家庭系ごみ（「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「大型ごみ」）合わせて、年間約2,000円程度と見込まれます。

家庭系ごみ
一人当たり年間約2,000円

5 減免措置・負担軽減措置

ごみ有料化は、ごみの減量化・リサイクルの一層の促進の観点から、全ての市民、市内の事業所を対象に、ごみ排出量に応じた費用負担を求めるものであります。ごみ減量化検討委員会からの提言なども踏まえ、地域の清掃ボランティア活動等によるごみ、乳幼児等が使用する紙おむつについては、減免、負担軽減措置します。

減免措置対象	減免方法
地域のボランティア清掃 (春の一斉清掃など)	事前に届出
2歳未満の乳幼児がいる世帯	現物給付（ごみ袋配布）

ごみ減量化に向けた具体的な施策とスケジュール

6 有料化による収入の使い道

ごみ有料化による収入は、ごみ有料化運営費、ごみ処理経費の一部に充てるほか、ごみ減量化・リサイクルを推進するための支援や助成事業など、廃棄物処理関連事業に活用します。

手数料収入の使途	
ごみ有料化運営費	指定ごみ袋・シール作製費、販売店取扱手数料
ごみ処理経費の一部	焼却、破碎選別、リサイクル、最終処分経費 収集経費（ごみ、リサイクル）
支援・助成制度	生ごみ堆肥化容器購入助成 電動生ごみ処理機購入助成 ごみステーション設置費助成 地域生ごみ処理機設置費助成 事業系生ごみ処理機購入助成 集団資源回収奨励金

7 不適正排出、不法投棄の防止に向けた施策

- ・町会連合会やごみのよりよい始末を進める市民会議と連携し、ごみステーションの分別指導、不適正排出対策を強化します。
- ・不法投棄監視パトロールを強化します。

8 他都市の状況

道内 35 市の状況では、家庭系ごみのうち「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」などが 32 市、大型ごみが 34 市、事業系ごみが 33 市でごみ有料化を導入済みであり、ほとんどの市で実施している状況です。

全国の状況を見ると、実施率は 61.9% となっています。

【有料化の実施状況（道内 35 市）】

平成 25.7 現在

区分	実施市
家庭系ごみ （「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」など）	32 市 (一部の地域で実施している市を含む)
大型（粗大）ごみ	34 市
事業系ごみ	33 市

【家庭系可燃ごみの有料化の実施状況（全国）】

平成 25.7 現在

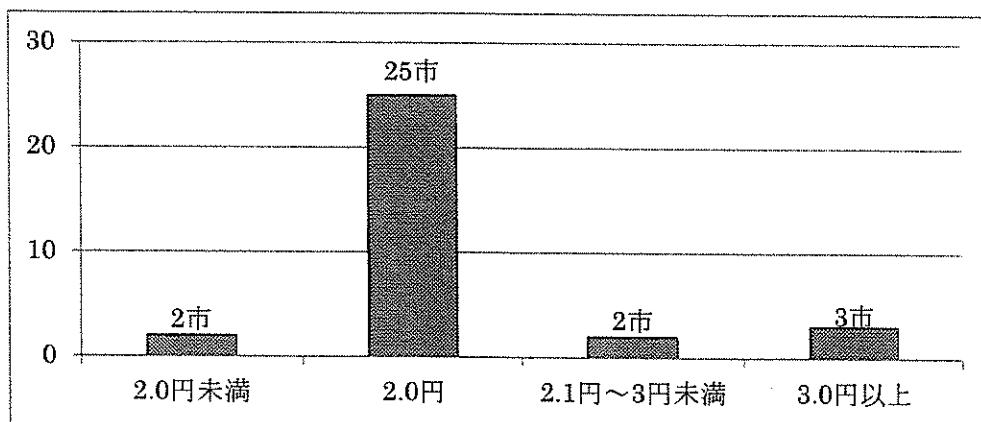
市区町村数	有料化実施数	有料化実施率
1,742	1,078	61.9%

※出典 東洋大学経済学部教授 山谷修作氏ホームページ

【家庭系ごみ（「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」など）の料金と徴収方法（道内 32 市）】

【1kg当たり料金水準】

平成 25.7 現在



料金は、1kg当たり 2 円が最も多くなっています。

徴収は、全ての市が指定ごみ袋で徴収しています。

ごみ減量化に向けた具体的な施策とスケジュール

【大型ごみの料金と徴収方法】

大型ごみの料金設定は、定額制が 17 市、数種類の料金設定が 16 市となっています。
徴収は、ほとんどの市がシールで徴収しています。

平成 25.7 現在

区分	実施市	料金設定数	料金水準
1 種類の定額制	17 市	1 種	最低市 100 円 最高市 600 円
数種類の料金設定	16 市	2~6 種	80 円~2,800 円

【直接搬入（自己搬入、ごみ収集運搬業者搬入）の料金と徴収方法】

直接搬入の料金は、ほとんどの市が 10kg 当たりの料金を設定し、施設で計量し徴収しています。

平成 25.7 現在

区分	実施市	料金水準
家庭系	29 市	平均 87 円/10kg
事業系	33 市	平均 100 円/10kg

ごみ減量化に向けた具体的な施策とスケジュール

VII ごみ量の目標

従来から行っている減量化、資源化の施策に加え、分別収集やごみ有料化など新たな施策に市民、事業者、行政が協働で取り組み、ごみの減量を目指します。

1 ごみ量

	平成24年度 実績	平成25年度 目標	平成26年度 目標	平成27年度 目標
人口	87,976人	87,800人	86,400人	85,500人
家庭系ごみ	19,779t	18,195t	17,755t	15,430t
事業系ごみ	13,603t	12,647t	12,394t	9,987t
小計	33,382t	30,842t	30,149t	25,417t
資源ごみ	1,572t	1,689t	1,892t	2,671t
計	34,954t	32,531t	32,041t	28,088t
集団資源回収	2,800t	2,868t	2,870t	2,965t
事業系ペーパーリサイクル	3,173t	3,219t	3,311t	3,527t

2 一人一日当たりのごみ量

	平成24年度 実績	平成25年度 目標	平成26年度 目標	平成27年度 目標
人口	87,976人	87,300人	86,400人	85,500人
家庭系ごみ	616g	571g	563g	494g
事業系ごみ	424g	397g	393g	320g
小計	1,040g	968g	956g	814g
資源ごみ	49g	53g	60g	86g
計	1,089g	1,021g	1,016g	900g
集団資源回収	87g	90g	91g	95g
事業系ペーパーリサイクル	99g	101g	105g	113g

平成27年度のごみ量の目標は、一般廃棄物処理基本計画と変わっていませんが、有料化や新たな分別収集の実施スケジュールにあわせて、平成25年度、平成26年度のごみ量を見直しています。

ごみ減量化に向けた具体的な施策とスケジュール

3 埋立量

ごみ減量化、資源化施策に取り組むほか、分別区分の変更による、現在の埋立処分場の埋立ごみ量の見込みは次のとおりです。

- ・平成 26 年 12 月まで … じん芥処理センターでの延命対策を実施し、現在の「燃やせないごみ」と「焼却灰」を埋立
- ・平成 27 年 1 月～3 月 … 分別区分変更後の「燃やせないごみ」と「焼却灰」を埋立

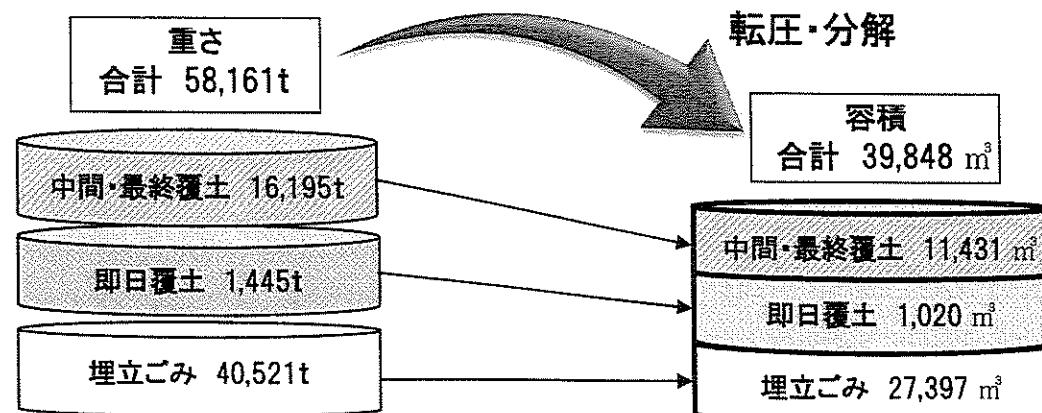
平成 25 年 5 月～平成 27 年 3 月までの 23か月間 埋立ごみ量(見込み)

平成 25 年度 (11か月)	21,946 t
平成 26 年度 (12か月)	18,575 t
合計 (23ヶ月)	40,521 t

【平成 27 年 3 月末、埋立量の見込】

ごみの埋立や覆土により、埋立処分場がどの程度残っているか、定期的に測量を行っています。

これまで、「燃やせないごみ」と「焼却灰」の埋立量から推計し、平成 27 年 3 月末で 2,913 m³の残容量と見込んでいましたが、有料化や新たな分別収集の実施スケジュールにあわせて今後の埋立ごみ量を見直すとともに、平成 27 年 1 月の分別区分の変更や新ごみ処分場の試験稼働による埋立量をあらためて推計すると、次の見込みとなります。



平成 25 年 5 月測量	今後の埋立容積 (延命対策後)	平成 27 年 3 月末
残容量 44,859 m³	- 39,848 m³	= 5,011 m³ 残

他市の事例では、ごみ有料化の直前に大量にごみを排出されることがあります。
市民の皆さまの良識ある行動をお願いします。

4 新ごみ処分場

新ごみ処分場の焼却施設、埋立処分場の規模は、次のとおりとなっています。

施設	規模
焼却施設	1日当たり 100 t
埋立処分場	15年間で 100,000 m ³

(1) 焼却施設

減量化・資源化促進施策を実践し、ごみを減量した後、焼却するごみの量は、平成27年度 22,591 t となります。

焼却施設では、岩見沢市のごみ以外に、美唄市、月形町の燃やせるごみも処理する予定で、平成27年度1年間に合計 26,869 t を焼却する予定です。

26,869 t を 365 日で割ると 1日当たり約 74 t となりますが、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領（(公社)全国都市清掃会議）」に基づき焼却施設の規模を算出すると、保守点検や補修整備期間などで停止する期間を考慮し、年間約 270 日程度の稼動として算出するため、1日当たり 100 t の規模となります。

(2) 埋立処分場

焼却と同様に、減量化・資源化促進施策を実践し、ごみ減量後埋立するごみ量は焼却残さ（焼却灰）を含み、平成27年度 4,024 t となります。

埋立処分場は、岩見沢市のほか、月形町の焼却灰や破碎選別後の不燃ごみを埋立し、平成27年度1年間に、合計 4,160 t 埋立する予定です。

15年間の埋立量は、約 56,100 t で、容積に換算すると約 58,200 m³となります。これに覆土を合わせ、約 100,000 m³となります。

埋立処分場は、15年間を埋立期間とし、約 100,000 m³の規模で整備しています。

VIII 市民への周知

新たな分別収集やごみ有料化を円滑に実施するためには、十分な市民理解の下に進めることが重要であり、市民、事業者の皆さんに対し周知啓発と広報活動を行います。

・説明会の開催

町会地区協議会、町会を対象とした市民説明会の開催、商工関係団体と連携した事業者向け説明会のほか、出前講座等による町会以外の各種団体等についても説明機会を設けます。

・各種周知啓発

- (1) 広報いわみざわ、ホームページにより情報提供を行います。
- (2) FMはまなす、IHKを活用し情報提供を行います。
- (3) 制度内容を記載したパンフレット(分別辞典)を作成し、全世帯に配布します。
- (4) 公共施設、小売店等でのポスター掲示、チラシ配布を行います。
- (5) 商工会議所などと連携し、事業者に対し、周知パンフレットを配布します。

・町会や市民団体、ごみ対策推進員の啓発

分別区分の変更当初は、ごみの収集曜日を誤って出したり、従来の区分のままごみを出す場合も考えられます。また、ごみ有料化の実施にあたっては、指定ごみ袋で排出されないなど不適正排出も懸念されます。

新たな取り組みが円滑に進むよう、広報紙やホームページによる情報提供など各種周知啓発に加え、町会やごみのよりよい始末を進める市民会議と連携で、地域への回覧、イベントなどによる周知活動、ごみステーション用に変更する曜日を記載した掲示板の作成などを行うほか、ごみ対策推進本部の推進員である市職員が「ごみステーション」に立ち啓発を行います。

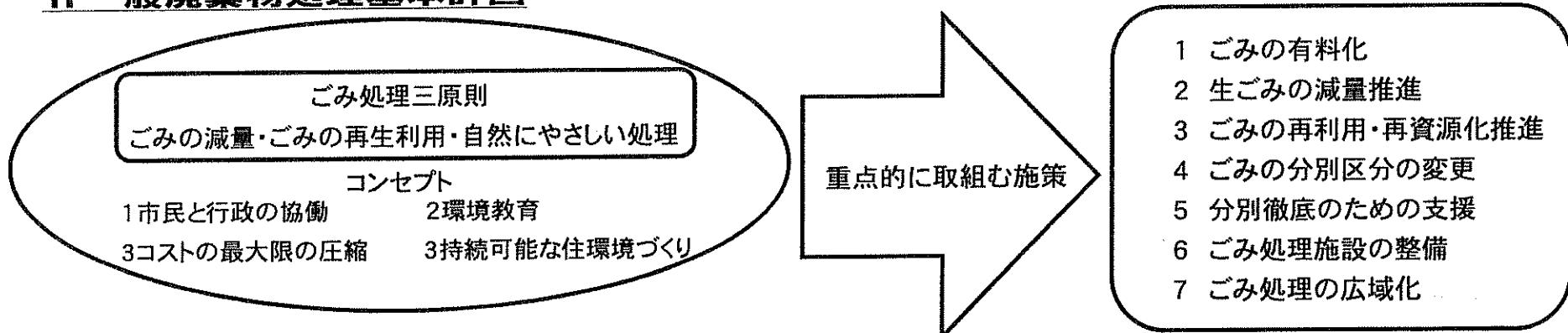
ごみ減量化に向けた具体的な施策とスケジュール（案）

概要版

I 基本的な考え方

一般廃棄物処理基本計画、「ごみ減量化検討委員会」の提言、現処分場の使用期間及び新ごみ処分場の平成27年4月供用開始を踏まえ、ごみ減量化・資源化の具体的な施策、スケジュールを策定

II 一般廃棄物処理基本計画



III ごみ減量化検討委員会の提言

平成25年2月15日に「ごみ減量化・有料化について」提言

ごみの有料化の導入によって資源の分別、ごみ減量効果が期待できるとの結論

提言概要

- 1 ごみ減量化の取り組み
・再資源化の取り組み
・生ごみの減量化・堆肥化
・事業系ごみの減量
・環境教育

- 2 ごみ有料化の意義
・ごみ減量化とリサイクルの推進
・ごみ問題への意識向上と処理費用の公平化

- 3 ごみ有料化の目的
・ごみを排出源で減量化、資源を分別しようという動機づけにつながることが期待される

- 4 ごみ有料化の制度
・対象範囲・料金体系
・徴収方法・手数料の使途
・減免措置
・不法投棄、不適正排出対策
・市民周知・実施時期

IV ごみの現状

家庭系「燃やせないごみ」の組成調査(H24) → 分別の違うごみ・資源となるごみの割合 22.1%

事業系「燃やせないごみ」の組成調査(H24) → 分別の違うごみ・資源となるごみの割合 40.7%

分別徹底

約 5,700 m³の埋立ごみ削減

V ごみ減量化に向けた具体的な施策

・具体的な施策とスケジュール

区分	施 策	平成25年				平成26年				平成27年					
		7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
現処分場の延命対策	①即日覆土代替シート ②大型ごみの別途処理 ③軽量ごみの別途処理 ④最終覆土量の変更														
引き続き行う減量化・資源化促進施策	取り組みの強化・拡大 (1)過剰包装・使い捨て商品の抑制 (2)生ごみの減量化・堆肥化促進 (3)大型ごみ収集方法の見直し (4)分別徹底による資源化促進														
新たな施策	(1)紙類【分別収集】ダンボール・雑がみ・紙パック等ごみステーションでの回収(月1回)							H26.3実施							
	(2)危険ごみ【分別収集】蛍光管・乾電池等ごみステーションでの回収(月1回)							H26.3実施							
	(3)びん・缶・ペットボトル【収集方法追加】ごみステーションでの収集(月1回)							H26.3実施							H27.1より月2回
	(4)集団資源回収奨励金【対象品目拡大】追加する品目:アルミ缶、一升瓶等							H26.4実施							
	(5)分別区分の変更 「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」														H27.1実施
	(6)ごみ有料化														H27.4実施
新処理方法	新ごみ処分場										H27.1 試験運転				H27.4 供用開始

VIごみ有料化の制度

- ・有料化の対象と金額

収集・搬入方法	区分	ごみの種類（分別）	料金
市が収集	家庭系ごみ	燃やせるごみ 燃やせないごみ	1袋当たり2円（指定ごみ袋）
		大型ごみ	1個当たり500円（シール）
		資源ごみ ・びん、缶、ペットボトル ・プラスチック製容器包装 ・紙類、危険ごみ	無料
直接搬入	家庭系ごみ 事業系ごみ	燃やせるごみ 燃やせないごみ 大型ごみ	10kg当たり100円
		資源ごみ ・びん、缶、ペットボトル ・プラスチック製容器包装	無料

※直接搬入・・・自己及びごみ収集運搬業者による処分場への搬入

- ・有料化による市民の負担額

家庭系ごみ 一人当たり年間 約2,000円

- ・減免措置及び負担軽減

地域のボランティア清掃（事前届出）、2歳未満の乳幼児がいる世帯（現物支給）

- ・有料化による収入の使い道

手数料収入は、ごみ有料化の運営費に充てるほか、ごみ処理経費やごみ減量化・リサイクル推進の支援や助成事業に充当

VIIごみ量の目標

- ・ごみ量及び一人一日当たりのごみ量

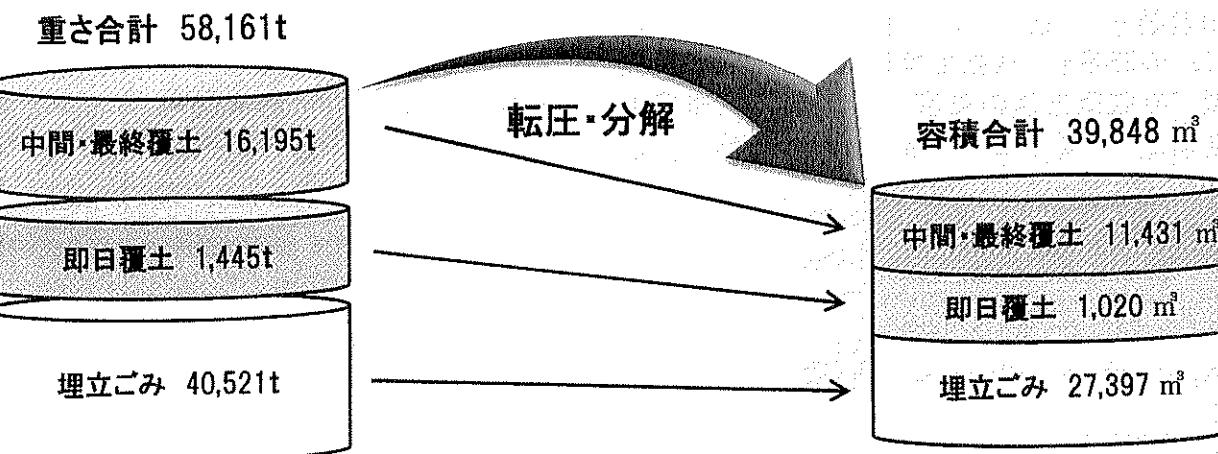
区分	平成24年度実績	平成25年度目標	平成26年度目標	平成27年度目標
人口	87,976人	87,300人	86,400人	85,500人
家庭系ごみ	19,779t	18,195t	17,755t	15,430t
事業系ごみ	13,603t	12,647t	12,394t	9,987t
小計	33,382t	30,842t	30,149t	25,417t
一人一日当たりのごみ量	1,040g	968g	956g	814g
資源ごみ	1,572t	1,689t	1,892t	2,671t
一人一日当たりのごみ量	49g	53g	60g	86g

- ・現処分場の埋立量

これまで、平成27年3月末で2,913m³の残容量と見込んでいましたが、有料化や新たな分別収集の実施スケジュールにあわせて今後の埋立ごみ量を見直すとともに、平成27年1月の分別区分の変更や新ごみ処分場の試験稼働による埋立量をあらためて推計

平成25年5月～平成27年3月までの23か月間埋立ごみ量

$$21,946\text{t}(\text{平成25年度11か月}) + 18,575\text{t}(\text{平成26年度12か月}) = 40,521\text{t}(\text{合計23ヶ月})$$



平成25年5月測量 残容量 44,859 m ³	今後の埋立容積 （延命対策後） 39,848 m ³	平成27年3月末 残容量 5,011 m ³
--	--	--------------------------------------

VIII市民への周知

- ・説明会の開催

町会地区協議会、町会を対象とした市民説明会の開催、商工関係団体と連携した事業者向け説明会、出前講座等による町会以外の各種団体等についても説明機会を設定

- ・各種周知啓発

広報いわみざわ、ホームページ、パンフレット（分別辞典）、ポスター、FMはまなす等により情報提供